

記入例

簡易な収入(所得)見込額申立書 【家計急変者】

手順1
予期せず家計が急変し収入が減少した場合、給付金の対象になります。相違ない場合は、してください。

申請書（家計急変世帯）（様式第3号）」と一緒に提出してください。

1 下記にチェック してください。

手順3
申請者を含めた、世帯全員の収入状況について、それぞれ記入してください。

（記入上の注意）

「予期せず家計が急変」したことには、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性がある等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません。

2 世帯主 **手順2** 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

世帯員番号	氏名	(1) 年齢	(2) 課税状況	(3) 障害者控除等の適用	(4) 任意の1か月で申し立てる場合、その年月	任意の1か月の収入(5)			(6) 年間収入見込額 D×12	(7) 非課税相当収入限度額
						(A) 給与収入	(B) 事業収入又は不動産収入	(C) 年金収入		
1	トメ タロウ 登米 太郎	1 人	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 1 月	60,000円	0円	50,000円	1,320,000円	137.8万円
収入合計額 A+B+C= [D]						110,000円				
2	トメ ハナコ 登米 花子	0 人	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	0円	0円	60,000円	720,000円	93.0万円
収入合計額 A+B+C= [D]						60,000円				
3				<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	円	円	円	円	万円
収入合計額 A+B+C= [D]						円				
4				<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	円	円	円	円	万円
収入合計額 A+B+C= [D]						円				
5			<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除	令和4年 月	円	円	円	円	万円
収入合計額 A+B+C= [D]						円				

手順6
記入例では、太郎・花子の収入見込額は2人とも、右より左の金額が低いので、給付金の該当になります。

手順4
記入例では、世帯主（太郎）は世帯員（花子）1名を扶養しているため、「早見表」の137.8万円を記入します。

手順5
記入例では、世帯員（花子）は世帯主（太郎）に扶養されているため、「早見表」の93.0万円を記入します。

（記入上の注意）

- 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同一世帯に扶養されている人数を記入してください。（扶養控除等申告書で届け出ている人数）
- 「令和4年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェックしてください。
- 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェックしてください。
- 「任意の1か月で申し立てる年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和4年1月から令和4年12月の任意の1か月の年月を記入してください。
- 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和4年1月から令和4年12月の任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合に記入してください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類を提出してください。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合に記入してください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類を提出してください。
年金収入	※公的年金収入（障害年金及び遺族年金を除く。）がある場合に記入してください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類を提出してください。

- 「年間収入見込額」欄には、D欄（収入合計額）を12倍した金額を記入してください。
- 「非課税相当収入限度額」欄には、(1)欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	168.3万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	209.9万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	249.9万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

3 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ) 氏名	【収入】 年間収入 見込額 (6)	【控除】			【所得見込】 年間所得 見込額 (11)	【非課税相当額】 非課税所得 限度額 (12)
			給与所得 控除額 (8)	事業収入等 の経費 (9)	公的年金等 控除 (10)		
1		円					円
2							円
3							円
4		円	円	円	円	円	円
5		円	円	円	円	円	円

表面の手順6で、**収入見込額が収入限度額を超えた方のみ**記入をお願いします。

(記入上の注意)

(6) 「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額 ((6)欄) の額を転記してください。

(8) 「給与所得控除額」欄は、以下の算定式により控除額を計算の上、記入してください。

- ア Aの額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円
- イ Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
- ウ Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
- エ Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

(9) 「事業収入等の経費」

- ア 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額を記入してください。
- イ 帳簿等の上記の経費が分かる書類を提出してください。

(10) 「公的年金等控除」の欄は、以下の算定式により控除額を計算の上、記入してください。

- (65歳未満の方)
 - 公的年金等収入分 → 控除額
 - 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - 60万円超130万円未満 → 60万円
 - 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×25%＋27万5千円
 - 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×15%＋68万5千円
- (65歳以上の方)
 - 公的年金等収入分 → 控除額
 - 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - 110万円超330万円未満 → 110万円
 - 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×25%＋27万5千円
 - 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×15%＋68万5千円

(11) 「年間所得見込額」の欄は、以下の算定式により計算の上、記入してください。

(11) 年間所得見込額 = (6) 年間収入見込額 - ((8) 給与所得控除額 + (9) 事業収入等の経費 + (10) 公的年金等控除)

(12) 「非課税所得限度額」欄には、(1)欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は、下の早見表から(1)欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者をいう。)」 「扶養親族(16歳未満の者も含む。)」の合計人数です。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用